

附属資料

1. 奈良市附属機関設置条例(抜粋)
2. 奈良市総合計画審議会規則
3. 奈良市総合計画審議会委員名簿
4. 奈良市まちづくり市民会議設置要項
5. 奈良市まちづくり市民会議委員名簿
6. 奈良市総合計画策定委員会設置規程
7. 奈良市第4次総合計画の策定経過
8. 関連する市の条例・計画一覧

1. 奈良市附属機関設置条例（抜粋）

第1条 法律若しくはこれに基く政令に定のあるものを除く外、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、本市に設置する附属機関は別表のとおりとする。

第2条 前条の附属機関の組織及び運営に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。ただし、当該附属機関が2以上の執行機関に属するときは、そのいずれかの執行機関が定めることができる。

別表

| 附属機関の属する 執行機関 | 附属機関 | 担任する事務 |
|------------------|------------|---|
| 市長 | 奈良市総合計画審議会 | 本市のまちづくりの基本方向を明らかにし、総合的かつ計画的な行政運営を図るための新たな総合計画の策定についての調査審議及び答申並びに建議に関する事務 |

2. 奈良市総合計画審議会規則

（目的）

第1条 この規則は、奈良市附属機関設置条例（昭和28年奈良市条例第24号）第2条の規定により、奈良市総合計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

（委員）

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員が公職にあることにより委嘱をされた場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとし、その職に就任した場合は、委員に委嘱されたものとする。

4 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(小委員会及び部会)

第3条 審議会に専門の事項についての調査及び審議を行うため小委員会及び部会を置くことができる。

2 小委員会及び部会の長及び委員は、前条の委員のうちから会長が指名する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。ただし、会長が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(幹事)

第6条 審議会に幹事を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事務について委員を補助する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総合政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営その他について必要な事項は、会長が定める。

3. 奈良市総合計画審議会委員名簿

※五十音順・敬称略

| | | |
|-----|--------|-----------------------|
| 副会長 | 秋吉 美由紀 | 奈良市老人福祉施設連絡協議会会長 |
| | 石川 路子 | 甲南大学准教授 |
| | 伊藤 忠通 | 奈良県立大学教授 |
| | 井原 縁 | 奈良県立大学准教授 |
| | 宇野 伸宏 | 京都大学大学院准教授 |
| | 緒方 賢史 | 奈良青年会議所理事長 |
| | 影山 清 | 奈良県地域振興部長 |
| | 木村 好成 | 奈良県農業協同組合常務理事 |
| | 小山 淳二 | 日本労働組合総連合会奈良県連合会 事務局長 |
| | 坂本 信幸 | 奈良女子大学名誉教授 |
| 会長 | 杉江 雅彦 | 同志社大学名誉教授 |
| | 杵本 育生 | 特定非営利活動法人環境市民代表 |
| | 高橋 敏朗 | 大阪市立大学名誉教授 |
| | 高橋 裕子 | 奈良女子大学教授 |
| | 田辺 征夫 | 奈良文化財研究所所長 |
| | 筒井 寛昭 | 社会福祉法人東大寺福祉事業団理事長 |
| | 西口 廣宗 | 奈良商工会議所会頭 |
| | 西山 要一 | 奈良大学教授 |
| | 根田 克彦 | 奈良教育大学教授 |
| | 野林 厚志 | 国立民族学博物館、総合研究大学院大学准教授 |
| | 舟久保 敏 | 国営飛鳥歴史公園事務所所長 |
| | 宮野 道雄 | 大阪市立大学理事・副学長 |
| | 武蔵 勝宏 | 同志社大学教授 |
| | 安村 克己 | 奈良県立大学教授 |
| | 柳澤 保徳 | 帝塚山学園学園長 |
| | 山口 清和 | 奈良市自治連合会会長 |
| | 山田 純二 | 関西中央高等学校副校長 |
| 前委員 | 谷口 正記 | |
| | 中野 理 | |
| | 橋村 公英 | |

〈小委員会〉

| | |
|-----|-------|
| 委員長 | 石川 路子 |
| | 伊藤 忠通 |
| | 宇野 伸宏 |
| | 高橋 敏朗 |
| | 根田 克彦 |
| | 舟久保 敏 |
| | 安村 克己 |

〈第1部会〉

| | |
|-----|-------|
| 部会長 | 石川 路子 |
| | 伊藤 忠通 |
| | 緒方 賢史 |
| | 杉江 雅彦 |
| | 舟久保 敏 |
| | 武蔵 勝宏 |

〈第2部会〉

| | |
|-----|-------|
| 部会長 | 伊藤 忠通 |
| | 井原 縁 |
| | 宇野 伸宏 |
| | 影山 清 |
| | 木村 好成 |
| | 小山 淳二 |
| | 杵本 育生 |
| | 高橋 敏朗 |
| | 西口 廣宗 |
| | 根田 克彦 |
| | 宮野 道雄 |

〈第3部会〉

| | |
|-----|--------|
| 部会長 | 秋吉 美由紀 |
| | 坂本 信幸 |
| | 杉江 雅彦 |
| | 高橋 裕子 |
| | 田辺 征夫 |
| | 筒井 寛昭 |
| | 西山 要一 |
| | 野林 厚志 |
| | 安村 克己 |
| | 柳澤 保徳 |
| | 山口 清和 |
| | 山田 純二 |

4. 奈良市まちづくり市民会議設置要項

(設置)

第1条 奈良市第4次総合計画（以下「総合計画」という。）の策定にあたり、市民との協働による計画策定を推進するため、奈良市まちづくり市民会議（以下「市民会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、総合計画の基本構想策定に係る奈良市の将来都市像、今後のまちづくりの基本的方向等について議論し、市長に報告する。

(委員)

第3条 市民会議は、委員55人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 市民から公募した者
- (2) 各種団体を代表する者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が適当と認める者

3 委員が公職にあることにより委嘱をされた場合は、その職を退いたときに委員の職を失うものとする。

(代表及び副代表)

第4条 市民会議に代表及び副代表1人を置く。

2 代表及び副代表は、委員の互選によってこれらを定める。

3 代表は、市民会議を代表し、会務を総理する。

4 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 市民会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、代表が招集する。ただし、代表が互選される前に招集する会議は、市長が招集する。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

3 議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、代表の決するところによる。

4 代表は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(分科会)

第6条 市民会議に特定の分野についての調査審議を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

(庶務)

第7条 市民会議の庶務は、企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要項に定めるもののほか、市民会議の運営その他について必要な事項は、市民会議に諮って、代表が定める。

5. 奈良市まちづくり市民会議委員名簿

【凡例】 奈良市まちづくり市民会議の代表◆、分科会の代表◎、分科会の副代表○
 (分科会の副代表については、必要と判断した分科会のみ選出)

| 分科会 | 氏名 |
|--------|---------|
| 第1分科会 | ◎井上 雅由 |
| | 木村 宥子 |
| | 熊野 磯一 |
| | 田中 浩 |
| | 本間 香貴 |
| | 吉住 秀 |
| 第2分科会 | 上野 登統 |
| | 榎本 正範 |
| | 小西 完治 |
| | ◆◎澤崎 嘉造 |
| | 谷 幸三 |
| | 中川 徹 |
| | 橋本 光男 |
| | 濱 朝子 |
| | 春田 稔 |
| 山本 善徳 | |
| 第3分科会 | 赤尾 隆 |
| | 阿部 智子 |
| | 佐藤 正幸 |
| | 新堂 順規 |
| | ○友田 達郎 |
| | 長谷川 庸司 |
| | ◎畑中 忠司 |
| | 松森 重博 |
| | 吉田 俊夫 |
| ○寮 美千子 | |

| 分科会 | 氏名 |
|-------|------------|
| 第4分科会 | アダルシュ シャルマ |
| | ○岡本 胤継 |
| | 奥村 麻希子 |
| | 北 良夫 |
| | 小島 道子 |
| | ◎笹部 和男 |
| | 高松 典正 |
| | 宮本 郁江 |
| | 森口 哲也 |
| 第5分科会 | ○山本 素世 |
| | 北浦 由香 |
| | 北野 剛人 |
| | サマン ペレラ |
| | 四反田 喬典 |
| | 田北 ますみ |
| | 反田 博俊 |
| | 中西 輝 |
| | 濱 恵介 |
| 第6分科会 | ◎松永 洋介 |
| | 植田 正博 |
| | 武村 俊宏 |
| | 多田 充朗 |
| | 田中 保夫 |
| | ◎村田 勝彦 |
| | 元島 満義 |
| | 渡邊 新一 |

6. 奈良市総合計画策定委員会設置規程

(設置)

第1条 市の将来を展望した基本構想、基本計画及び実施計画（以下「総合計画」という。）を策定するため、奈良市総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を所掌する。

- (1) 総合計画の策定に関すること。
- (2) 総合計画の策定に関し必要な調査審議を行うこと。
- (3) その他総合計画策定に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

- 2 委員長は、総合政策部担当副市長をもつて充てる。
- 3 副委員長は、前項の副市長以外の副市長をもつて充てる。
- 4 委員は、奈良市庁議規程（昭和40年奈良市訓令甲第5号）第3条に規定する者（市長及び議会事務局長を除く。）をもつて充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第5条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

(幹事長及び幹事)

第6条 委員会に、専門的かつ細部にわたる計画事項等の調査研究及び各部内の調整を行うため、幹事長及び幹事を置く。

- 2 幹事長は、総合政策部長をもつて充てる。
- 3 幹事は、各部の庶務をつかさどる課の長をもつて充てる。

(幹事の会議)

第7条 幹事の会議は、必要に応じ幹事長が招集し、会議を総理する。

- 2 幹事長は、必要に応じ幹事の会議に関係職員等の出席を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、総合政策課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか委員会の運営等について必要な事項は、委員長が定める。

7. 奈良市第4次総合計画の策定経過

2009年（平成21年）

- 10月9日 奈良市まちづくり市民会議（第1回）開催
- 11月6日 奈良市まちづくり市民会議（第2回）開催
- 11月27日 奈良市まちづくり市民会議（第3回）開催
- 12月18日 奈良市まちづくり市民会議（第4回）開催

2010年（平成22年）

- 1月15日 奈良市まちづくり市民会議（第5回）開催
- 2月5日 奈良市まちづくり市民会議（第6回）開催
- 2月19日 奈良市総合計画審議会（第1回）開催
- 2月19日 奈良市まちづくり市民会議（第7回）開催
- 3月29日 奈良市まちづくり市民会議（第8回）開催
- 3月30日 奈良市総合計画審議会（第2回）開催
- 4月8日 奈良市総合計画審議会小委員会（第1回）開催

- 4月14日 奈良市総合計画審議会小委員会（第2回）開催
- 4月26日 奈良市総合計画審議会（第3回）開催
- 4月26日 奈良市総合計画審議会会長に基本構想（案）を諮問
- 5月13日 奈良市総合計画審議会小委員会（第3回）開催
- 5月20日 奈良市総合計画審議会小委員会（第4回）開催
- 5月27日 奈良市総合計画審議会（第4回）開催
- 5月31日 奈良市総合計画審議会会長から市長に基本構想（案）の中間答申がなされる
- 6月4日～7月2日 基本構想（案）に対する意見を募集
- 6月24日 奈良市総合計画審議会（第5回）開催
- 7月5日 奈良市総合計画審議会会長に基本計画（案）を諮問
- 7月7日 奈良市総合計画審議会第1部会（第1回）開催

| | | | |
|-------|--|------------|--|
| 7月8日 | 奈良市総合計画審議会 小委員会（第5回）開催 | 8月6日～8月31日 | 基本計画（案）に対する意見を募集 |
| 7月12日 | 奈良市総合計画審議会 第2部会（第1回）開催 | 9月7日 | 奈良市総合計画審議会 第1部会（第4回）開催 |
| 7月14日 | 奈良市総合計画審議会 第1部会（第2回）開催 | 9月7日 | 奈良市総合計画審議会 第3部会（第3回）開催 |
| 7月14日 | 奈良市総合計画審議会 第3部会（第1回）開催 | 9月9日 | 奈良市総合計画審議会 （第8回）開催 |
| 7月16日 | 奈良市総合計画審議会 第2部会（第2回）開催 | 9月13日 | 奈良市総合計画審議会会長から市長に基本計画（案）の答申がなされる |
| 7月19日 | 奈良市総合計画審議会 第1部会（第3回）開催 | 9月14日 | 奈良市議会9月定例会に基本構想及び基本計画を提案 |
| 7月19日 | 奈良市総合計画審議会 第3部会（第2回）開催 | 9月22日 | 市議会が総合計画検討特別委員会に基本構想及び基本計画の議案を付託し審査を開始 |
| 7月21日 | 奈良市総合計画審議会 （第6回）開催 | 12月3日 | 総合計画検討特別委員会が、奈良市議会12月定例会で審査経過を中間報告 |
| 7月27日 | 基本計画の公聴会開催 | 12月7日 | 基本構想及び基本計画の議案を撤回 |
| 7月28日 | 奈良市総合計画審議会 （第7回）開催 | 12月16日 | 奈良市総合計画審議会 小委員会（第6回）開催 ※第6回以降の小委員会は、小委員会委員に審議会会長と第3部会長を加えて実施 |
| 8月3日 | 奈良市総合計画審議会会長から市長に基本構想（案）の答申及び基本計画（案）の中間答申がなされる | | |

12月25日 奈良市総合計画審議会会長に基本構想（案）及び基本計画（案）を諮問

12月28日 奈良市総合計画審議会小委員会（第7回）開催

2011年（平成23年）

1月4日～1月13日 基本構想（案）及び基本計画（案）に対する意見を募集

1月5日 奈良市総合計画審議会小委員会（第8回）開催

1月12日 奈良市総合計画審議会小委員会（第9回）開催

1月17日 奈良市総合計画審議会小委員会（第10回）開催

1月18日 奈良市総合計画審議会（第9回）開催

1月18日 奈良市総合計画審議会会長から市長に基本構想（案）及び基本計画（案）の答申がなされる

1月28日 奈良市議会1月臨時会に基本構想及び基本計画を提案

2月1日 市議会が総合計画検討特別委員会に基本構想及び基本計画の議案を付託し審査を開始

2月4日 総合計画検討特別委員会が、基本構想及び基本計画の議案を「可決すべきもの」と決定

2月7日 市議会が基本構想及び基本計画の議案を否決

6月16日 奈良市議会6月定例会に基本構想及び基本計画を提案

6月27日 市議会が総合計画検討特別委員会に基本構想及び基本計画の議案を付託し審査を開始

6月29日 総合計画検討特別委員会が、基本構想の議案については「原案どおり可決すべきもの」、基本計画の議案については「修正して可決すべきもの」と決定

7月1日 市議会が基本構想の議案を原案可決、基本計画の議案を修正可決

8. 関連する市の条例・計画一覧

第1章 市民生活

| 施策 | 関連する市の条例 | 関連する市の計画 |
|-------------------------|---|--|
| 1-01-01 地域コミュニティの活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 ・ 奈良市地域ふれあい会館条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 |
| 1-01-02 市民交流の活性化 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例 ・ 奈良市もてなしのまちづくり条例 ・ 奈良市ボランティアセンター条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画 ・ 奈良市もてなしのまちづくり推進行動計画 |
| 1-02-01 男女共同参画社会の実現 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市男女共同参画推進条例 ・ 奈良市男女共同参画センター条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市男女共同参画計画 ・ 奈良市配偶者等の暴力の防止及び被害者支援基本計画 |
| 1-03-01 人権と平和の尊重 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市人権文化のまちづくり条例 ・ 奈良市人権文化センター条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市人権文化推進計画 ・ 奈良市人権教育推進についての指針 ・ 奈良市教育ビジョン |

第2章 教育・歴史・文化

| 施策 | 関連する市の条例 | 関連する市の計画 |
|---------------------------|--|--|
| 2-01-01 特色のある教育の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市教育センター条例 ・ 奈良市学校給食センター条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市小中一貫教育基本計画 ・ 奈良市教育ビジョン ・ 奈良市食育推進計画 |
| 2-01-02 幼児教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市立学校設置条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市学校規模適正化実施方針及び中学校区別実施計画（案） ・ 奈良市教育ビジョン |
| 2-01-03 義務教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市立学校設置条例 ・ 奈良市教育センター条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市学校規模適正化実施方針及び中学校区別実施計画（案） ・ 奈良市小中一貫教育基本計画 ・ 奈良市教育ビジョン |
| 2-01-04 市立一条高等学校の教育の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市立学校設置条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市教育ビジョン |
| 2-02-01 青少年の健全育成 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市黒髪山キャンプフィールド条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市次世代育成支援行動計画 ・ 奈良市教育ビジョン |
| 2-03-01 生涯学習の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市公民館条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市生涯学習推進基本計画 |
| 2-03-02 図書館の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市立図書館設置条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 奈良市子ども読書活動推進計画 |

| | | |
|-----------------------|---|--|
| 2-04-01 文化遺産の保存と活用 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市文化財保護条例 ・奈良市文化財保存公開施設条例 ・奈良市宮跡庭園条例 ・奈良市菅原はにわ窯公園条例 | |
| 2-05-01 文化の振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市文化振興条例 ・奈良市ならまちセンター条例 ・入江泰吉記念奈良市写真美術館条例 ・奈良市音声館^{おんじょう}条例 ・奈良市ならまち振興館条例 ・奈良市名勝大乗院庭園文化館条例 ・なら100年会館条例 ・奈良市杉岡華邨書道美術館条例 ・奈良市西部会館市民ホール条例 ・奈良市美術館条例 ・奈良市北部会館条例 ・奈良市都祁交流センター条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市文化振興計画 |
| 2-06-01 スポーツの振興 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市体育施設条例 ・奈良市合併記念公園条例 ・奈良市コミュニティスポーツ施設条例 ・奈良市青少年野外活動センター条例 | |

第3章 保健福祉

施 策

関連する市の条例

関連する市の計画

| | | |
|------------------------|---|---|
| 3-01-01 地域福祉の推進 | | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市地域福祉計画 |
| 3-01-02 社会保障 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市国民健康保険条例 | |
| 3-02-01 子育て支援の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市子ども医療費の助成に関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市次世代育成支援行動計画 |
| 3-02-02 ひとり親家庭の支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市ひとり親家庭等医療費の助成に関する条例 ・奈良市母子福祉資金及び寡婦福祉資金の償還の免除に関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市次世代育成支援行動計画 |
| 3-02-03 子育てと仕事の両立支援 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市保育の実施に関する条例 ・奈良市立保育所設置条例 ・奈良市放課後児童健全育成事業施設条例 ・奈良市児童館条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市次世代育成支援行動計画 |

| | | |
|------------------------|--|--|
| 3-03-01 障がい者・児福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市総合福祉センター条例 ・奈良市障害者自立支援法施行条例 ・奈良市中心身障害者医療費の助成に関する条例 ・奈良市子ども発達センター条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市障がい者福祉基本計画 ・奈良市障がい福祉計画(第2期) ・奈良市地域福祉計画 |
| 3-04-01 高齢者福祉の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市老人福祉センター条例 ・奈良市老人憩の家条例 ・奈良市老人軽作業場条例 ・奈良市介護保険条例 ・奈良市後期高齢者医療に関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市老人福祉計画及び第4期介護保険事業計画 ・奈良市地域福祉計画 |
| 3-05-01 医療の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市立診療所設置条例 ・奈良市立応急診療所条例 ・奈良市病院事業の設置等に関する条例 | |
| 3-06-01 健康づくりの推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市保健センター条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市21健康づくり |
| 3-06-02 健康危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市食品衛生法の営業の施設に関する公衆衛生の基準を定める条例 | |

第4章 生活環境

施策

関連する市の条例

関連する市の計画

| | | |
|-------------------------|---|--|
| 4-01-01 総合的な危機管理 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市防災センター条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市地域防災計画 ・奈良市耐震改修促進計画 ・奈良市国民保護計画 |
| 4-01-02 消防・救急救助体制の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市火災予防条例 | |
| 4-01-03 交通安全の確保 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市自転車等の安全利用に関する条例 ・奈良市自転車駐車場条例 ・奈良市違法駐車等の防止に関する条例 ・奈良市放置自動車の発生の防止及び適正な処理に関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市交通安全計画 |
| 4-01-04 防犯力の充実 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市安全安心まちづくり条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市安全安心まちづくり基本計画 |
| 4-02-01 環境にやさしい社会の構築 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市環境基本条例 ・奈良市アイドリング・ストップに関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市環境基本計画 |

| | | |
|--------------------------|--|---|
| 4-03-01 環境美化の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ・奈良市路上喫煙防止に関する条例 ・奈良市環境基本条例 ・奈良市ポイ捨て防止に関する条例 ・奈良市あき地の適正管理に関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市一般廃棄物処理基本計画 ・奈良市環境基本計画 |
| 4-03-02 生活・環境衛生の向上と増進 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市火葬場条例 ・奈良市墓地条例 ・奈良市納骨堂条例 ・奈良市墓地等の経営の許可等に関する条例 ・奈良市旅館業法施行令に基づく構造設備の基準を定める条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画 |
| 4-04-01 一般廃棄物の処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市地域循環型社会形成推進地域計画 ・奈良市第6期分別収集計画 ・奈良市一般廃棄物処理基本計画 ・一般廃棄物処理実施計画 ・奈良市生活排水処理基本計画 |
| 4-04-02 産業廃棄物の処理 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市廃棄物の処理及び清掃に関する条例 | |

第5章 都市基盤

| 施 策 | 関連する市の条例 | 関連する市の計画 |
|------------------------|---|---|
| 5-01-01 計画的な土地利用の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 ・奈良市住居表示に関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市都市計画マスタープラン |
| 5-02-01 奈良らしい景観の形成 | <ul style="list-style-type: none"> ・なら・まほろば景観まちづくり条例 ・奈良市屋外広告物条例 ・奈良市巨樹等の保存及び緑化の推進に関する条例 ・奈良市ラブホテル及びぱちんこ屋等建築等規制条例 ・奈良市地区計画形態意匠条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市景観計画 ・奈良市都市計画マスタープラン |
| 5-03-01 交通利便性の向上 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市レンタサイクル条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市都市計画マスタープラン ・奈良市交通安全計画 |
| 5-04-01 道路整備の推進 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市法定外公共物の管理に関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市都市計画マスタープラン ・新市建設計画 |

| | | |
|----------------------------------|--|--|
| 5-05-01 市街地整備の推進と適正な誘導 | <ul style="list-style-type: none"> ・大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）JR奈良駅南特定土地区画整理事業施行に関する条例 ・大和都市計画事業（奈良国際文化観光都市建設事業）近鉄西大寺駅南土地区画整理事業施行に関する条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市都市計画マスタープラン |
| 5-06-01 公園・緑地の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市都市公園条例 ・奈良市児童遊園条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市都市計画マスタープラン ・奈良市緑の基本計画 |
| 5-07-01 居住環境の整備促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市営住宅条例 ・奈良市改良住宅条例 ・奈良市コミュニティ住宅条例 ・奈良市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 ・なら・まほろば景観まちづくり条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市営住宅ストック総合活用計画 ・奈良市地域住宅等整備計画 ・奈良市公営住宅等長寿命化計画 ・奈良市耐震改修促進計画 ・奈良市景観計画 ・奈良市都市計画マスタープラン |
| 5-08-01 信頼の水道 未来へつなぐライフライン | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市水道事業の設置等に関する条例 ・奈良市水道事業給水条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市水道事業中長期計画 |
| 5-09-01 水の安定供給 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市簡易水道条例 | <ul style="list-style-type: none"> ・新市建設計画 |
| 5-10-01 下水道の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市下水道条例 ・奈良市農業集落排水処理施設条例 ・奈良市水洗便所設備費助成に関する条例 ・奈良都市計画下水道事業受益者負担に関する条例 ・奈良市農業集落排水事業分担金徴収条例 | |
| 5-11-01 河川・水路の整備 | <ul style="list-style-type: none"> ・奈良市準用河川管理条例 ・奈良市法定外公共物の管理に関する条例 | |

第6章 経済

施策

6-01-01
観光力の強化

6-02-01
国際交流の活発化

6-03-01
農林業の振興

6-04-01
商工・サービス業の振興

6-05-01
勤労者福祉の向上・
就労機会の確保

6-06-01
消費者保護の推進

関連する市の条例

- ・奈良市もてなしのまちづくり条例
- ・奈良市柳生の里観光施設条例
- ・奈良市観光センター条例
- ・奈良市ならまち格子の家条例
- ・奈良市観光自動車駐車場条例
- ・奈良市針テラス情報館条例
- ・奈良市温泉施設条例
- ・奈良市月ヶ瀬梅の資料館条例
- ・奈良町からくりおもちゃ館条例

- ・奈良市もてなしのまちづくり条例
- ・奈良市グリーンホール条例

- ・奈良市特産品等直売施設条例
- ・奈良市月ヶ瀬粉末茶加工施設条例
- ・奈良市農林漁業体験実習館条例
- ・奈良市農産物加工センター条例
- ・奈良市農林水産物直売・食材供給施設条例
- ・奈良市伝統的家屋交流施設条例
- ・奈良市広場等利用施設及び観光農園管理施設条例
- ・奈良市火入れに関する条例

- ・なら工芸館条例

- ・奈良市勤労者総合福祉センター条例

関連する市の計画

- ・奈良市観光交流推進計画
- ・新市建設計画

- ・農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想
- ・奈良・月ヶ瀬・都祁農業振興地域整備計画
- ・新市建設計画

- ・奈良市中心市街地活性化基本計画
- ・新市建設計画

第7章 基本構想の推進

施策

7-01-01
開かれた市政の推進

関連する市の条例

- ・ 奈良市情報公開条例
- ・ 奈良市個人情報保護条例
- ・ 政治倫理の確立のための奈良市長の資産等の公開に関する条例
- ・ 奈良市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例
- ・ 奈良市財政状況の公表に関する条例

関連する市の計画

7-02-01
市民との協働による市政運営

- ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例

- ・ 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり推進計画

7-03-01
情報化の推進

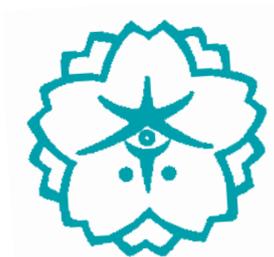
- ・ 奈良市情報化推進計画基本計画

7-04-01
効率的な行財政運営

- ・ 奈良市外部監査契約に基づく監査に関する条例
- ・ 奈良市行政組織条例

- ・ 奈良市行財政改革大綱
- ・ 奈良市行財政改革実施計画
- ・ 奈良市定員適正化計画

奈良市章



奈良市の市章は1903年（明治36年）5月に制定されました。
「あをによし奈良の都は咲く花の薫ふがごとく今盛りなり」と万葉集に歌われた、
ゆかり深い奈良八重桜をかたどっています。

市 民 憲 章

- 奈良は日本のふるさと。美しい自然とすぐれた文化遺産を守り、古都に住むものにふさわしい自覚と誇りに生きましょう。
- 奈良は未来をひらくまち。青少年は健康で、はつらつと、正しく強い人間になりましょう。
- 奈良は善意のまち。みんなのしあわせのために、おたがいに助けあいましょう。
- 奈良は清潔で平和なまち。旅行者にはあたたかく親切に接しましょう。
- 奈良はのびゆくまち。市民の創意で、伝統と調和のとれた新しい住みよいまちづくりをしましょう。

奈良市第4次総合計画 「まほろばVISION2020」 市民が育む世界の古都奈良 ～豊かな自然と活力あふれるまち～

発行日 2012年2月

発 行 奈良市

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

T E L 0742-34-1111（代表）

企画・編集 奈良市総合政策部総合政策課

